

第3章 国民の権利及び義務

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する

表現の自由と知る権利

何でも言いたいことが言えるということ
 は素晴らしいことです。あれを言
 つてはいけない、これを言つてはいけ
 ないということが、たくさんあればあ
 るほど私たちは本当のことを知ること
 ができなくなります。そういう意味で
 自分の思っていることや考えているこ
 とを自由に表現し、発表できるとい
 うことはとても大切なことです。

日本国憲法には人権規定と、統治規
 定が盛り込まれています。この人権規

定の代表的な条文は「表現の自由」で
 あり、それは民主主義の実現のため
 不可欠で重要な人権の一つです。憲法
 第21条は、自分の考えを自由に表現
 したり（表現の自由）、いろいろな情
 報を知りたいという権利（知る権利）
 を保障しています。それは、国家権力
 による干渉からも保護されています。国
 家権力は国民の思想や言論活動とい
 った精神的な営みの領域には立ち入っ
 てはいけません。

表現の自由は憲法の基本的原則であ
 る国民主権を実現するための絶対に必
 要な自由です。

この憲法に保障された表現の自由が、
 みなさんの職場や生活の場ではどのよ
 う活かされているでしょうか。座談会
 を通して一緒に考えてみたいと思いま
 す。

〈国民の権利と義務〉

第二十一条 集会、結社及び言論、出
 版その他一切の表現の自由は、これを
 保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通
 信の秘密は、これを侵してはならない。

司会：今回は第21条 集会・結社・出版
 の自由についての討論をする訳ですが、

◆みんなの学習講座



新大久保などでは、在日韓国・朝鮮人に向け「殺せ」などと叫ぶヘイトスピーチが繰り返されている。

精神の自由には内面的自由と外面的自由という二つの側面があります。前回の講座で取り上げた「思想信条の自由」は内面的な自由であり、今回の「表現の自由」は外面的な自由ということになります。「表現の自由は一切の自由を保障する」と言っています。このことをまず考えてみましょう。

表現の自由とヘイトスピーチ

U II 一切の表現の自由は、これを保障する、と言っています。在日朝鮮人に対するヘイトスピーチ（*註は文末）や日本の侵略戦争は正しかった、南京

大虐殺なんてなかった、などという発言もすべて自由だというのは問題ではないでしょうか。フランスやドイツはナチス関連の表現や賞賛は罰せられます。同様に規制すべきだと私は考えます。しかし、オウム真理教みたいな問題がある集団の結社の自由も保障してしまうとまずいのではないのでしょうか。A II 私も戦前の反省の上に立って、今の憲法が作られたと考えれば侵略戦争を肯定するような論調はある程度規制されなければならないのではないかと思うんですが・・・。

M II ドイツは戦争の反省を子どもの頃からアウシュヴィッツを見学させ、ユダヤ人の虐殺が行われたことなどを教

育されきちんとしています。日本は、戦争の反省を戦後不徹底にしかやっておらず、教育がされてないと思うんです。原爆や東京空襲など被害者としての戦争は語られるが、アジア諸国でおこなった加害者としての戦争はほとんど語られません。

P II 大切なことは正しい情報や事実がどう伝えられるかということ。そうすれば何が正しくて何が間違っているかという判断はきちんとできるはずですよ。「ヘイトスピーチなども「規制ありき」ではなく個人の名誉やプライバシーなど他人の人權は尊重されなければならぬ」ということが、一人ひとりの考え方として身につくことが大切だと思うんです。そうなれば侮蔑的な発言などという行為自体が相手にされなくなります。

自民党改正草案（表現の自由）

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障す

る。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

デモも公の秩序か

司会 II つぎに、現憲法と自民党草案の違いについて議論したいと思います。

自民党の草案では、「公益および公の秩序を害することを目的とする活動を行い、並びにそれを目的とする結社をすることは、認められない」となっています。公の秩序に反する場合は、結社を認めないとしていますね。これらの集会・結社・出版の自由は日本国憲法にも保障されている人権です。自分の考えや思っていることを効果的に伝えるために本を出したり同じ考え方の

人たちが集会したりデモでアピールしたり、政党などを作りそこに自由に結集することで初めて社会的な意味を持ちます。これらが制限されるとはどういう意味を持つのでしょうか。自民党の言う公益や公の秩序とはどういうことなのでしょう。

K II 自民党は、「改正草案 Q & A」で「反国家的な行動を取り締まることを意図したものではありません」と言っています。しかし、何をもって「公益を害する目的」とするのかはつきりしていません。そもそも憲法の人権保障の条文に「認められない」と人権を制限していくことが大きな問題であると思います。国益と国民の利益についても同一とは言えないのではないのでしょうか。

司会 II そうですね。公とは何を指すのか、国民のことなのかどうなのか非常に判りにくい。曖昧にされていますね。だが判断するのはつきりしない。だから悪用される恐れがあります。

戦前は、治安維持法を制定して満洲事変以降取り締まりが厳しくなり、自由にものを言うこともできなかったという暗い歴史があった。時の権力者の恣意的な判断によってどうにでもなることが恐ろしいことですし、憲法が改正されてしまうと憲法を根拠とする裁判なども国家に都合の良い解釈をされる懸念があります。

K II 極端な話、公の秩序に違反する結社を取り締まるということは、共産党や社民党、新社会党などの存在も否定されていく、排除されるのではということが考えられて怖いですね。権力者にとって都合の悪い言論を封じ込めることが容易になります。

U II 自民党石破幹事長の「デモはテロと同じだ」という発言は、彼らの本音ですね。特定秘密保護法や原発再稼働に反対のデモも「公益」に反する、「公」の秩序を害するから憲法違反であるという理由で簡単に規制されかねません。私たちにあってデモは大切な

◆みんなの学習講座



そっちこそテロだろ

出典「すずめのねごと」より転載

<http://www.suzume.blog.bbq.jp/blog/>

表現方法ですが、自民党改憲草案ではそれができなくなる恐れがあります。

知る権利と特定秘密保護法

司会Ⅱ特定秘密保護法の話が出ましたが「知る権利」ということについてはどうでしょう。

MⅡ今は国家による情報の管理が進んでいます。新聞やテレビなどのマスメディアによる情報の独占も進んでいきます。私たちはそこから流される情報を受けるといふ受身の立場にあります。

だから送り手の自由だけでなく受け手の自由も大切になってきています。受け手の立場から「知る権利」を表現の自由として考えることは大切だと思います。

KⅡ自治体や国に情報公開条例ができて今まで隠されていたものが明らかにされるようになった。その中で自治体や国の行政機関を国民が監視でき行政のあり方をチェックできるようにになった。情報が正しく開示されるということとは民主主義の根幹に関わる重要なことだと言えます。ヘイトスピーチの話でPさんも言っていました、正しい情報の中でしか正しい判断はできません。

WⅡところが今、自民党は、国民の大多数が反対しているのに時代に逆行して特定秘密保護法を強行成立させました。あらゆる情報を開示せず隠そうとする可能性があります。

司会Ⅱそうですね、マスコミなどの情報操作・独占によって国民の意識も変

えられてしまう恐れもあります。だから、私たち一人ひとりがマスコミの情報を鵜呑みにせず監視していくことも大切ですね。日本国憲法の基本的人権の保障、そのために国家権力を縛るべきという近代立憲主義の考え方を再確認する必要があります。

WⅡ憲法は国民主権だから国民を縛るものではなく、それを行使するために選んだ議員や公務員が守らなければならない。ところが、彼らは国を縛る憲法を緩くして解放したいと考えています。表現の自由なども方が一制限された場合、人間にとって空気がないような非常に息苦しい状況に陥ってしまいます。特定秘密保護法もこれら表現の自由を縛る可能性が高く、公の秩序の公も国民ではなく、国の秩序ということではないかと考えられます。

司会Ⅱ憲法は権力を行使する側が守らなければならないという指摘は重要なところですね。

NⅡ近代憲法の本質である個人の尊重

について、手元にある本にはこの様に書かれています。

「一つは、みな人は同じ（個人として尊重されるべき）、二つ目は、人はみな違う（他人とは違う自分らしい人生を送りたいという自己実現欲求）、相反するこの二つの要求が満たされないと、個人を尊重したとは言えない。この世に生まれてきた人はみな生きる価値があり、尊重される。近代憲法では個人個人が尊重されるために国家があると考えられる。個人の権利を守るために社会契約があり国家ができた。」

要するに国家があるから個人があるわけではなくて、一人ひとりの幸せのために国家があると考えるべきです。

現場に表現の自由はあるか

司会Ⅱ最後にもうひとつ、職場の中はどうでしょう。憲法は生かされているのでしょうか。

KⅡ先日、学習会で言論や表現の自由の話をしたんですが、職場では思っていることを自由に発言できない。職場から憲法が改悪されている、という意見がありました。

司会Ⅱ具体的にはどういうことですか。KⅡN T Tの職場ですが、情報漏洩の防止という理由で職場に監視カメラが設置され監視される。自宅のパソコンまで点検させられ従わないと業務命令違反で処分。まさに検閲です。

IⅡ不満があっても「仕方ない」とあきらめています。自分が矢面に立たされないよう発言にも気をつけるようになっていきます。

EⅡ営業の職場に土日勤務が導入されるようになった時、地域の付き合いや親の介護などで土日勤務は困るとみんなが言っていたのでミーティングで「土日勤務は困ります。みんなも困ると言っています」と言ったら課長が「みんなも困る」ということだけを取り上げて「誰と誰が困ると言っているんだ。一

人だけ騒いでいるんじゃないか」と責められました。その時、誰も課長に意見を言ってくれなかったんです。孤立した気分が泣いてしまいました。NⅡ会社にならまれるという思いがみんなの中にあっただんたと思う。

KⅡ会社は法令順守とよく言うが、会社に向けられる疑問や不満は一切受け入れない。会社の中で自分の思っていることなんか自由に言えない。

NⅡ正社員や契約社員、派遣社員が一緒に働いているため、同じ仕事をしていても賃金も違うしボーナスももらえない人、もらえない人がいます。同じ正社員でも成果主義制度が入って格差が出ています。だから以前のように賃金が安いとか、ボーナスが安いというような話しが共有できなくなってきました。

司会Ⅱなんでも話し合えるという状況ではなくなってきたということですね。

YⅡこんな話もあります。ある派遣社

◆みんなの学習講座



国会議事堂前にて「特定秘密保護法案」反対デモ
—新社会党東京都本部 HP より—

員が上司から一カ月後に契約終了になると言われました。しかもその話しを周囲に漏らさないようにしてくれと指示されたんです。労働組合に知れると「雇い止めだ」「派遣切りだ」と後々揉める恐れがあるので本人の都合退職にしたかったみたいです。その派遣社員の方は「誰にも退職の話しをしないでそのまま去れということですか？」と聞いたら「そうだ」と冷たい回答だったようです。

M II 職場は弱肉強食の場になっていきます。いかに稼ぐかが最優先で人権など考えられない状況です。だから弱い立場の人はものも言えず踏みじらられっぱなしです。

W II 就業規則が職場の憲法、法律になっているのが現状です。

K II 本当は労働組合の中で自由にものが言えたり、何でも話し合える関係ができて、職場の中でもおかしいことがおかしいと言えるようになっていくです。そういう雰囲気なくなっていく。以前は五人組活動と言って職場の不平不満を出し合う努力がされていた。U II 労働組合の果たす役割が大切だということですね。

司会 II 今日議論していただいた第21条「集会、結社、出版の自由」を保障させる、それを守り生かすためには、普段から職場、地域で声を上げて行くことが重要だということが再認識されたいと思います。

言論の自由、表現の自由は与えられたものではない。憲法で保障されようが、そんなものは紙に書いてあるだけで権力者にとって都合の良いことを国民に押し付けようとしています。反対する意見はなるべく押さえ込み、都合の悪いことは隠そうとします。言論・表現の自由、知る権利は闘いの中で勝ち取るものだと思います。表現するということ、ものを言うということが闘いだということですね。本日は活発な議論をありがとうございました。

* 註1 II ヘイトスピーチ II 特定の人種や民族への憎しみをあおるような差別的表現。東京・新大久保などでは、在日韓国・朝鮮人に向け「殺せ」などと呼ばれる街頭活動が繰り返されている。国連の社会権規約委員会は日本政府に対し、ヘイトスピーチの防止や包括的差別禁止法の制定を求めている。欧州の大半の国には処罰規定があるが、日本は表現の自由との兼ね合いなどを理由に保留している。
(朝日新聞キーワードより)。